

雇児発0329第1号
平成24年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム
養育指針について

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、その推進を図っているところである。このとりまとめにおいて、社会的養護の質の向上を図るため、施設等種別ごとの指針を作成することとしたことから、同年8月末より、6つの施設等種別ごとのワーキンググループを設けて検討を行い、社会的養護専門委員会での検討を経て、今般、別添1から別添6までのとおり、「児童養護施設運営指針」「乳児院運営指針」「情緒障害児短期治療施設運営指針」「児童自立支援施設運営指針」「母子生活支援施設運営指針」及び「里親及びファミリーホーム養育指針」を定めた。

については、これらの指針の趣旨を踏まえ、社会的養護施設及び里親等における養育、支援等の向上に努めていただけるようお願いする。